

川西市介護度改善インセンティブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市介護保険の被保険者の自立支援や重度化防止に資する質の高い介護サービスを提供している介護サービス事業所の取組を評価し、支援することにより、市内介護サービス事業所のサービス提供水準の向上を図り、もって、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すことを目的とする介護度改善インセンティブ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定めるところによる。

(事業内容)

第3条 市長は、市内に所在する居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業を行う事業所について、当該事業所により行われる指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスを利用する被保険者（以下「利用者」という。）の日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況の評価し、優良と認められる事業所を表彰し、報奨金を交付するものとする。

2 市長は、本事業を効果的に実施するため必要と認めるときは、日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況が特に優秀と認められる利用者を表彰することができる。

(対象事業所)

第4条 本事業の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、市内で指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業を行う事業所とする。

(事業への参加)

第5条 本事業への参加を希望する対象事業所（以下「参加事業所」という。）は、市長が別に定める期日までに川西市介護度改善インセンティブ事業参加申込書（以下「参加申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(事業所評価の実施)

第6条 参加事業所は、次に掲げる方法により事業所の体制及び介護度の改善に関する評価を行い、市長が別に定める期日までに川西市介護度改善インセンティブ事業評価結果報告書（以下「評価結果報告書」という。）を市長に提出するものとする。

(1) 事業所の体制に関する評価 市長が別に定める9月以上の期間（以下「評価期間」

という。)を通じ、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生労働省告示第19号)又は指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)に規定する次の加算のいずれも算定していることをもってその基準とする。

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)イ又は個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ
- ・科学的介護推進体制加算

(2) 介護度の改善に関する評価 前号の基準を満たす参加事業所ごとに、次の算式により算出した次条第3項に規定する「改善」及び「維持」と区分された者の割合(小数第2位を四捨五入とする。以下「改善割合」という。)をもってその基準とする。

$$\text{改善割合}(\%) = \frac{\text{「改善」と区分された者の人数} + \text{「維持」と区分された者の人数} \times 0.5}{\text{次条第1項に規定する評価対象利用者の人数}} \times 100$$

(ADL評価の実施)

第7条 参加事業所は、当該事業所の利用者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「評価対象利用者」という。)について、個別機能訓練加算の算定において利用する生活機能チェックシートによる日常生活動作の評価(以下「ADL評価」という。)を行うものとする。

- (1) 本事業に参加しようとする年度の初日において、参加事業所の提供するサービスを週に1回以上かつ1年以上継続して利用していること。
- (2) 利用者(代理権限を有する者を含む。)及び当該利用者の担当介護支援専門員が、本事業への参加を目的とするADL評価を行うことに同意していること。

2 前項のADL評価は、評価期間内に2回行うものとし、1回目の実施から6か月後に2回目を実施するものとする。

3 参加事業所は、2回目に行ったADL評価の得点から1回目に行ったADL評価の得点を控除して得た値(以下「ADL利得」という。)により、評価対象利用者を次の各号に掲げるとおり区分する。

- (1) 「改善」 ADL利得が0より大きい者
- (2) 「維持」 ADL利得が0の者
- (3) 「悪化」 ADL利得が0未満の者

4 参加事業所は、第2項の規定に基づき実施した評価対象利用者ごとのADL評価結果について、市長が別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(表彰の基準等)

第8条 第3条第1項に規定する表彰の基準及び交付する報奨金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は、第6条第1項の規定に基づき提出された評価結果報告書の内容を審査し、前項の基準に合致すると認めるときは、表彰を行い、報奨金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所は、表彰及び報奨金の交付対象としない。

(1) 評価対象利用者の人数が、当該事業所における利用者の人数の50パーセントに満たない事業所

(2) 介護保険法の規定に基づき、当該事業所が現に受けている指定の期間（以下「現在の指定期間」という。）において、改善勧告を受け、適切に対応しなかった事業所

(3) 現在の指定期間において、改善命令又は指定の効力停止等の行政処分を受けた事業所

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する事業所及び代表者が同条第6号に規定する暴力団員又は川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者である事業所

(5) 市税に未納がある事業所

（表彰対象者等に関する広報）

第9条 市長は、自立支援や重度化防止に資する介護サービスの質の向上に向けた取組の機運を醸成するため、前条第2項の規定により表彰及び報奨金の交付を受けた事業所その他介護サービスの質の向上に向けた取組を行っていると思われる事業所について、広く市民に情報提供を行うよう努めるものとする。

（表彰等の取消し）

第10条 市長は、第8条第2項の規定に基づく表彰等を受けた事業所が偽りその他不正な手段で表彰等を受けたとき、又は同条第3項に該当することが明らかとなったときは、表彰及び報奨金の交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、報奨金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する報奨金が既に交付されているときは、その返還を命ずることができる。

3 報奨金の交付を受けた参加事業所は、前項の規定により報奨金の返還を命ぜられたときは、市長の指示に従い、速やかに報奨金を返還しなければならない。

（報告又は調査）

第11条 市長は本事業の適正な運営に必要と認めるときは、参加事業所に対し報告及び本事業に関する書類の提出を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(見直し)

2 市長は、この要綱の施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

区分	表彰の基準	交付する報奨金の額
主として身体機能の向上を目的としたサービスを提供する事業所	改善割合が最も高い事業所	50万円
	改善割合が2番目に高い事業所	30万円
	改善割合が3番目に高い事業所	10万円
	改善割合が上位3事業所に入らなかった事業所のうち、改善割合が50%を超えた事業所	5万円
食事、入浴、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを総合的に提供する事業所	改善割合が最も高い事業所	30万円
	改善割合が2番目に高い事業所	10万円

	改善割合が3番目に高い事業所	5万円
	改善割合が上位3事業所に入らなかった事業所のうち、改善割合が50%を超えた事業所	3万円

注：参加事業所は、この表の区分のうち、いずれの区分に属するかを参加申込書において届け出るものとする。